

19世紀後半の文化遺産保護と郷土史家

— 1887年の建造物・美術品保護法とフランス南部考古学協会の対応 —

中山 俊

1887年3月30日、フランスにおいて建造物と美術品の保護にかんする法律が初めて成立した。歴史的、美術的見地から「国民の利益」を有する不動産と動産、いわば歴史的記念物を指定することで、中央政府の許可のない修復工事、譲渡等を抑止することが立法の目的であった。以後、地方の学術団体は、指定するに値する文化遺産を推薦するよう求められた。トゥールーズでは、郷土史家団体のフランス南部考古学協会(SAMF)がそれに対応した。彼らは芸術の町としての過去の栄光を誇り地元の作品を保護するため、トゥールーズ独自の建造物、美術品をも指定しようとした。しかし、とくに動産にかんしては、指定に対する所有者の消極的な態度によりSAMFは情報を十分に収集することができなかった。「国民の利益」にこだわる政府と地方の連携もまた容易ではなかった。それでも、指定された建造物、美術品はSAMFが推薦したものであった。1887年法に基づいて行われた指定事業は、文化遺産を「大きな祖国」の国民芸術として保護するためのものでは必ずしもなかった。郷土史家は指定を通じて、「小さな祖国」に特有の文化遺産の保護に貢献したのである。

はじめに

本稿は、トゥールーズの郷土史家団体の文化遺産保護活動を分析することによって、第三共和政初期のフランスにおける中央と地方の緊張を、「大きな祖国」と「小さな祖国」のあいだのせめぎ合いとして、具体的に明らかにしようとするものである。フランス近現代史上、文化遺産は、フランス文化の象徴とされ国民の芸術として位置づけられてきた。このような論旨は、フランソワーズ・メロニオ、ドミニック・プロラの歴史研究¹⁾で述べられている。しかし、文化遺産は地方の人々にとって、単にフランスに属するものではなかつたらう。それは、19世紀後半によく使われた語で説明するならば、国という「大きな祖国」(la grande patrie)だけではなく、村や市あるいは地方という「小さな祖国」(la petite patrie)にも帰属するものだった²⁾。

ここでいう文化遺産とは、建造物(monument)と美術品(objet d'art)の総称であり、

歴史的記念物 (monument historique) を指す。いわば、「有形文化遺産」である。教会、大聖堂、礼拝堂といった宗教施設や、城館や邸宅などの世俗建築、そして古代遺跡などの不動産が代表的な建造物である。美術品とは絵画、彫刻、タペストリー、調度品、祭具などの動産を指す³⁾。

このように定義される文化遺産は、二つの「祖国」の芸術的、歴史的な特殊性あるいは独創性を表象する財産あるいは宝物である。それゆえ、文化遺産は二つの「祖国」の芸術、歴史の産物というだけでなく、愛国心、そして「小さな祖国」への愛郷心を喚起し確認する役割を担っていたはずである。この点は重要である。文化遺産の保護政策は、中央政府にとって建造物、美術品を国民の芸術作品として公式化するための措置だったが、「大きな祖国」と「小さな祖国」という二つの視点から考察すれば、地方にとっては地元独自の文化を保護する側面も持ち合わせる可能性があるからである。

本稿はこの点を考察するものだが、本論に入る前にまず地方の意向を代表した機構について簡単に説明したい。公的なフランスの文化行政組織として、中央政府と一般市民の間には、知事を長とする県 (デパルトマン)、その下に市町村長が率いる市町村 (コミューン) がある。ただ、地元の研究者たちの学術協会が存在することも忘れてはならない。それもまた、地域行政に一定の影響を持ちそれに参画する機関だったからである。

協会は文芸、科学、歴史、美術、法律、農業、医学、といったさまざまな分野に関心を持った団体と、あるひとつの分野に特化した集団に大別される。政府の調査では、1799年時点で全国に約50しかなかった協会は、1810年に100、1846年に310あまりまで増加した⁴⁾。二月革命と第二共和政期の政情不安により活動の継続や新たな協会の創設に困難が生じたため、全国的に協会は一時的に減少したがその後次第に増え始め、1860年頃から始まるいわゆる自由帝政期において飛躍的に上昇した。私的な調査によれば、1862年に協会は地方で324⁵⁾、1866年に478存在し、1902年の政府の調査では、700の協会が確認されている⁶⁾。法律が可決される1887年の時点での数は明らかではないが、19世紀後半には知識人集団が地方においてかなり組織されていたと言える。

このような各地方の協会のうち、文化遺産保護を活動の柱としていたのは、郷土史家の団体である。郷土史、いわば地方の考古学、歴史、美術史を扱う団体は1830年から1849年までに23、それを専門の一つに据えた学際的な団体は、17存在した。1850年から1870年にはそれぞれ、25と28の協会が活動に励んでいた⁷⁾。このような協会について研究の先鞭をつけたのは、フランソワーズ・ベルセである。彼女は、19世紀の学術協

会のうちとくに郷土史家の専門団体が地方自治体の保護行政、おもに修復事業の方針に参画していたことを指摘した⁸⁾。このテーマは長い間忘れられていたが、19 世紀のフランス各地の学術団体を総合的に研究した先述のシャリーヌによって再び注目された。彼によれば、郷土史家団体は研究活動だけでなく「遺跡や歴史的記念物の保護または価値づけによってもまた本領を発揮する」⁹⁾ものであり、一層研究されるべきであった。その後、実際に、クレール・ジロ＝ラバルトが19 世紀前半のフランス北西部のアンジュー地方 (Anjou) の歴史的記念物¹⁰⁾ の、イザベル・デュランが19 世紀初頭から1887 年までの南東部四都市の古代遺跡¹¹⁾ の保護にかんする研究を発表している。双方とも、中央政府、地方自治体、郷土史家の協力関係のもとで、歴史的記念物の修復事業を中心とした文化遺産の保護活動が展開されたこと、その際地方自治体と郷土史家の役割が非常に重要だったこと、そして美術的、歴史的価値が歴史的記念物を保護すべきかどうかの判断基準だったことを指摘している。しかし、文化遺産の保護が第三共和政期においても中央政府と地方の協力関係のもとで実行されたかどうか詳しく触れられていない。この点についてジャン＝ミシェル・ルニオーは、協力関係がこの時期変質したと主張している。中央集権制を一層強めようとした政府は、郷土史家のような「地方のエリートを遠ざけた」¹²⁾ と。しかし、この指摘は具体的な例証を提示せずになされているため、正当かどうか検討する余地がある。

また、先行研究で郷土史家の行動として述べられているのは、彼らが「小さな祖国」の価値ではなく歴史的記念物の美術的、歴史的価値を国家の役人と同様に見出していた点のみである。同様に、「小さな祖国」の価値に対する所有者の考えや、所有物が中央政府によって管理されることに対する所有者の対応についても分析されていない。

ゆえに、19 世紀後半において、郷土史家と文化遺産の所有者が中央政府の政策をどのように受容したか、そのような地方の対応が国の決定にどのように反映されたか、その際地方と国はどのような判断基準で文化遺産を評価したか、これまで十分に分析されてきたとは言えない。そこで本稿では、国民国家の文化遺産保護を考える上で非常に重要なこの三つの問題を、中央政府による建造物、美術品の指定とそれに対する地方の対応から考察してみたい。

指定とは国による文化遺産の管理制度であり、1887 年3 月30 日法によって再規定された保護方策の柱である。そこでは、文化遺産は不動産 (建造物)、動産 (美術品) に大別され、後に詳述するように、所有者の権限の点で異なる規定が設けられた。本稿で二つを区別して分析するのは、このためである。

1887年法にかんしては、先述のヴェルディエやレオン、デュランも触れているが、とくに詳しい研究としてアルレット・オデュック¹³⁾のものがある。しかし、これらの研究は本稿の問題関心にあまり答えるものではない。いずれにおいても、法律によって政府に以前より強い権限が与えられることになると述べられ、ルニオーの主張を補強するにとどまっているからである。

地方の対応の例として取り上げるのは、フランス南西部に位置するトゥールーズである。本稿が扱う主題は、史料が不足しているせいか、どの地域においてもこれまでまったく明らかにされていない。郷土史家団体の活動記録が豊富に残されているトゥールーズの状況を分析することで、先述の三つの問題が解明されるだろう。この団体についてはルイ・ペリユスの研究¹⁴⁾があるが、1831年から1870年までの学術活動についてであり、団体の保護活動や国家そして地元の文化遺産の所有者の関係についてまで言及されていない。それゆえ、本稿は、トゥールーズの郷土史家が文化遺産保護にどのように参画したかをはじめて明らかにし、彼らの新たな側面を見出すものとなる。しかし、この地方都市が格好の分析対象であるのは、以上のような理由だけにとどまらない。後述するように、彼らは地元の文化遺産の保護に努め、自分たちの町、トゥールーズという「小さな祖国」の文化的独自性、つまり、他地域には存在しない歴史的特徴に愛着を示し、それゆえに建造物と美術品の所有者にその指定を推薦したからである。これは非常に重要な論点である。文化遺産が国民芸術の象徴とされる国民国家定着の時代において、「小さな祖国」の価値基準が「大きな祖国」のそれと釣り合うかどうか問うものだからだ。この問いは、先述の三つの問題に深く関わるものであり、トゥールーズを対象とすることで解明されるのである。

1 フランス南部考古学協会 (SAMF) とトゥールーズ

まず、トゥールーズの郷土史家団体について解説したい。それは、1831年に南仏で最初に創設された「フランス南部考古学協会」(Société archéologique du Midi de la France, 以後SAMFと記す)である。トゥールーズを中心とするフランス南部の歴史、考古学、美術にかんする研究が会員の主な活動であるが、他の郷土史家団体同様、出版や発掘作業、文化遺産の保存状態の調査にも従事し、保護のための具体的な方策を地方自治体に提案した。協会の本拠地もまたトゥールーズだったが、そこには、先述のペリユスも強調していない重要な理由がある。郷土史家は、自分たちの町がパリに次いで

1229 年に開設された古い大学を有し、以後、学びの町として栄えたこと、詩作活動を主とするヨーロッパでもっとも古い文芸協会、アカデミー・ドゥ・ジュー＝フロロー (Académie de Jeux-Floraux) が 1323 年に創設されたこと、美術学校による芸術教育がパリと並んで 17 世紀末以降盛んだったことなどで、過去に名を馳せていたことを誇りに思っていた¹⁵⁾。町は歴史的に近隣地域に大きな影響力を有していた一大文化都市と考えられていたのだ。さらに、トゥールーズは西ゴート王国の首都であり、近世ではラングドック (Languedoc) の中核都市だった。19 世紀においても、町はフランス南部の、とくに「ラングドックの中心地」¹⁶⁾ でなければならなかったのである。

しかし、この都市の人口は 1836 年に人口 77000 人程度で、90 万人を超えていたパリのすでに 10 分の 1 以下であった¹⁷⁾。1886 年には、トゥールーズの 147000 人¹⁸⁾ に対しパリでは 2345000 人¹⁹⁾ となり、発展にすでに大きな差が出ていた。それゆえ、トゥールーズは、パリに比肩する大都市ではなく、別の観点から、つまり、芸術、学術の都市として讃えられなければならなかった。歴史研究、そして文化遺産保護活動は都市の名誉を守ることに貢献すると考えられた。さらに言えば、それらは郷土史家にとって、「偉大な祖先がいかに努力し何を創造したかを示す証拠」²⁰⁾ を残すために必要だったのである。

このように、SAMF は創立当初からトゥールーズという「小さな祖国」に対する愛着、言うなれば愛郷心を行動原理として研究に従事し保護活動に専心した。そこで SAMF は目的の完遂のため、中央政府に協力することを厭わなかった。両者は、貴重な文化財を保護するという大枠の方向性で一致していた。そして、その保護を両者の協力のもとで進めるよう促したのが、1887 年 3 月 30 日法だった。

2 19 世紀における文化遺産保護制度の概観

ここで、1887 年法の内容に入る前に、法律をより良く理解できるようその制定以前の政府の方針についても触れておこう。政府が本格的に歴史的記念物の保護に乗り出すのは 1830 年である。それまで教会等の宗教施設や城館を含む世俗施設の管理は、内務省の管轄下にあった世俗建築物局、あるいは宗務省の宗務局に一任されていた。誰がどのようにならぬ工事を担当するかについての具体的なガイドラインはなかった。郷土史家団体の数も少なく、中央政府と地方の連携も不十分だった。そういった管理の不徹底が、歴史的記念物の状態を悪化させる大きな原因であった。

2.1 全国査察官 (Inspecteur général)

このような状況に直面して、内務相フランソワ・ギゾー (François Guizot) は歴史的記念物の保存を専門とする役職の必要性を強く感じた。それが1830年に設けられた全国査察官である。その役割は、「フランス全県をくまなく歩きまわり、建造物の歴史的的重要性、あるいは芸術的な価値を直に確認すること、建造物についての(…)あらゆる情報を収集すること」²¹⁾のほかに、「地元の歴史研究に関心を抱く地方の公共機関、人物と直接交流し(…)知識がないまま慌てて工事することで建造物の価値が損なわれることのないよう、県議会や市町村議会を指導し注意を喚起すること」²²⁾だった。こうして国家は、地方自治体、地元の研究者たちと連携することで、歴史的記念物にかんする情報を取得することを初めて正式に決定し、その情報をもとに、修復工事等による歴史的記念物の保護を国選の役人によって直接指揮しようとした。

このような国家の努力は、当時「国民史」を創造するための土台を築こうとしていたことを考慮すれば当然である²³⁾。保護の対象となる歴史的記念物は、建物自体だけではなく、それにまつわる歴史的人物や事件を想起させ、国民の歴史を構成するための必要不可欠な要素だった。さらに重要なことに、「国民史」はギゾーにとって人類の普遍的な歴史であった。フランス人は「特権的な地位にある国民」²⁴⁾であり、その歴史的記念物は人類の文明の発展を示す史料だった。文化遺産は人類の進歩を確認するための歴史研究の対象であり、保護されなければならなかったのである。

2.2 歴史的記念物委員会 (Commission des monuments historiques)

全国査察官と並んで歴史的記念物委員会もまた、国家による文化遺産保護事業の中核を担った。査察官の仕事を補うため、モンタリヴェ (Montalivet) 内務相は、1837年8月10日の通達において、修復が必要な歴史的記念物目録を作成し、そこに建造物の時代、特徴、工事にかかる費用の概算を明記するよう各県知事に命じた²⁵⁾。通達を送られた翌月に設置されたのが、歴史的記念物委員会である。同年12月30日の通達によれば、修復費用を国が負担する場合、知事から紹介された建造物は「芸術と歴史の二つの観点からもっとも価値のある」²⁶⁾ものでなければならなかった。委員会は、目録の正当性を全国査察官の協力のもとで精査し、修復するべきものを選び、工事に必要な予算を配分するために組織されたのである²⁷⁾。国の名で最終決定を下すのは内務相だが、事実上、委員会の判断が政府の命令となった。保護の意義が認定された文化遺産は、「指定歴史的記念物」と名付けられた。

2.3 指定の意義と判断基準

以後、1887年3月30日法制定までの間、全国査察官と歴史的記念物委員会の基本的な職務内容は変更されることはなかった。その一方、指定歴史的記念物の扱いが詳細に定義されていった。まず、1841年2月19日の通達では、市町村と県に指定歴史的記念物の保存状態を監視する義務が課せられた²⁸⁾。同年10月1日においては、解体工事だけではなく、内務相の承認のない計画に基づいた指定歴史的記念物の修復工事も禁止された。指定は、保護する価値のある歴史的記念物を強制的に国家の管理下に置く措置となったのである²⁹⁾。以上の規定は、1852年4月22日の第二帝政期において再確認されることとなるだろう³⁰⁾。

その一方で、指定の判断基準はあいまいなままだった。前述の1837年12月30日の通達では、「芸術と歴史の二つの観点からもっとも価値のある」³¹⁾ 建造物、同様に先に挙げた1841年2月19日の通達では「建築の観点から」³²⁾ 優れたものが指定の候補であると定義された。30年余の空白の後、第三共和政は1873年8月21日に「芸術の観点から真の価値がある」³³⁾ もの、翌年の10月8日には「美術史の中で大きな意味をもつ」ものを指定の対象とした³⁴⁾。判断基準は依然として乱立していたのである。

3 1887年3月30日法

「歴史的、芸術的価値を有する建造物と美術品の保護にかんする法律」³⁵⁾ が発布されたのは、以上のような状況の下である。法律制定により中央政府の行政権限が国民の名で定められた。1887年までに出された様々な通達が法的に明確に根拠づけられることとなったのである。

法律は4章立てで構成された。第1章（第1条～第7条）は「不動産と歴史的または巨石文化の建造物」、第2章（第8条～第13条）は「動産」、第3章（第14条～第15条）は「発掘」、第4章は「アルジェリアと保護国における特別措置」（第16条～第18条）の4章立てで構成された。これまで保護の対象はほとんどが建造物だったが、動産についても正式に規定されることになった。ここでは、本稿の目的にそって、第1章と第2章で定義づけられた指定制度の内容と、それに伴って生じる所有権の制限を中心に論じたい。

3.1 「国民の利益」とフランス文明

まず指摘しておくべきは、不動産と動産、いずれの場合も政府によって指定される文

化遺産が「歴史的または芸術的な観点から、国民の利益となり得る」ものでなければならなくなったことである（第1条、第8条）。「国民の利益」という語を使用することで、指定は国民のために行わねばならないという側面が強調された。下院、上院に提出された報告書の中では、指定された建造物あるいは美術品は国民固有の財産であり、国民の歴史の痕跡であると説明された。法曹のエドモンド・ルス（Edmond Rousse）の草案の中で書かれたように、文化遺産を保存することは「国民の祖先に敬意を表し叡智を称えること」³⁶⁾に相当した。アントナン・プルースト（Antonin Proust）芸術相が1882年1月19日に提出した法案の理由書によれば、指定された文化遺産には「美」を喚起する「芸術的価値」があり、「文明」あるいは「フランス文明、フランスの栄光の歴史が刻みつけられている」³⁷⁾ものだった。1886年4月10日の上院の第一回審議における元公教育・宗務・美術相のアジェノール・バルドゥー（Agénor Bardoux）議員の言葉を借りれば、歴史的記念物は「フランスについての我々の歴史」³⁸⁾だった。

こういった言説から察するに、19世紀末においてもやはりフランスにおける文化遺産は、国民の自国に対する帰属意識を植えつけ深化させる手段の一つであった。ギゾーによって推進された文化遺産の保護とそれを通じての国民教化は、1887年に法律によって再確認された。文化遺産保護は、「大きな祖国」に貢献するものと法的に決定されたのである。

3.2 所有者の自由の制限

文化遺産関連の通達に1887年まで一度も使用されたことはなかった「国民の利益」という観点が入れられたことで、指定制度はどのように改正されたのだろうか。まず、指定歴史的記念物にかんしては、大臣が同意しない場合、解体はもちろん修復、補修のいずれも禁じられた（第4条）。指定された美術品についても同様で、大臣の許可がなければ修復、販売や寄贈、交換等による譲渡は認められなかった（第11条）。大臣の命令は、歴史的記念物委員会の意見を聞いた後に決定されることが明文化され（第15条）、1889年1月3日の大統領令で、全国査察官が委員会の委員として選出された（第4条）³⁹⁾。1887年までの通達で定められていた規則が法的に承認されたのである。

その一方、指定の基本的な条件が法律で初めて明文化されることになった。それは、建造物、美術品を①「国家」、②「県、市町村、教会財産管理委員会、その他の公共機関」あるいは③「個人」のいずれが所有するかで異なった。ある不動産を指定する場合、基本的に①ないし②が所有する物件であれば、所有者の同意がなくても指定可能となった

(第2条)。動産の場合も同様である(第9条)。^③の不動産の指定にかんしては本人の承認を必要とした(第3条)⁴⁰⁾。

聖職者個人が所有していた美術品と密接に関連する^③の動産の指定にかんしては、規定されなかった。たしかに、1887年法が制定された時代は、第三共和政が安定期に入り、初等教育無償化(1881)、初等教育義務化(1882)、公立学校教員の世俗化(1886)など、共和主義に基づく国民教育が制度化していく時期である。これらの政策は、教会勢力への非妥協的な対応を伴った。しかし、1887年法は、世俗化政策の枠組みの中で考えられたものではなかった。教会権力を抑えこむことを目的としなかったのである。力点が置かれていたのはまず、貴重な文化遺産を保護すること、個人の所有権を制限しないことであった。

個人以外なら所有者の意見の如何を問わず指定できるようになったという意味で、多くの文化遺産を所有していた県や市町村の権利は縮小し、国家の介入権限は強化されたと言える。いったん指定されると、不動産あるいは動産を無許可で修復したり売却したりすることは難しくなり、修復の必要性が生じれば中央政府から援助は受けられるものの多額の費用を地方で負担する可能性があった。オデュックは指摘していないが、この点は後述するように、指定を推奨する郷土史家と所有者との間の齟齬の要因となる。

3.3 郷土史家団体の位置づけ

郷土史家団体の役割にかんしては法律の条文に明記されなかったが、忘れられていたわけではなかった。法律を分析したオデュックはこの点についてもまた言及していないが、地方による文化遺産保護を考察する上では非常に重要である。上院の審議の際、アジェノール・バルドゥーは「歴史的記念物委員会の仕事を支えるために地方の考古学団体に協力を依頼しよう」⁴¹⁾と述べている。また、下院でアントナン・プルーストは「諸県に存在する団体に対し、歴史的、芸術的価値を有する建造物の保存に関心を抱かせることが良き行政である」⁴²⁾と主張している。ギゾーの時代以降、地方の知識人団体には国家に協力して文化遺産保護に参画することが求められていたが、1887年以降においても上下両院は政府に同じ方針を踏襲させ徹底させようとしたのである。

バルドゥーによれば、パリのフランス古物研究家協会(1a Société des antiquaires de France)は1884年7月9日の会議において、建造物と美術品にかんする立法を求め、考古学団体を含む75の学術団体が協会の提唱に積極的に賛同した⁴³⁾。この協会はパリだけではなくフランス全国の会員で構成されていた。地方からも法律を求める声があがって

いたのである。SAMFも協会に名を連ね、請願書に署名していた⁴⁴⁾。法律は、文化遺産の保護を望む地方への返答であったのである。しかし、フランス全体に存在する団体の数から考えると、75という数はあまり多いと言えない。文化遺産保護には直接関係しないような団体も含め、郷土史家を中心とした地方からの手助けがもっと必要であった。法律は、地方への大きな呼びかけでもあったのである。

SAMFを含めたこれらの協会の中で、所有者の権利が制限されることに言及する団体はなかった。文化遺産を確実に保護するために国家権限が強化されることを、郷土史家団体はさほど問題視していなかったのである。

4 フランス南部考古学協会の対応

以上で明らかになったように、郷土史家団体等の協力を依拠した文化遺産保護が法律によって志向された。次に、SAMFがその中央集権制度を具体的にどのように支え、それに不動産、動産の所有者がどのような反応を示し、SAMFにとって指定すべき建造物、美術品がどういったものだったか検討していきたい。

4.1 法律公布に対するSAMFの意見

SAMFが法律に触れたのは公布から約7ヶ月後の会議の際であった⁴⁵⁾。市庁の元助役で会員のルイ・ドゥルーム (Louis Deloume) が法律を概括し、その意義をまとめた報告書を読み上げた。彼は其中で、1887年法が文化遺産の状態を維持するための「頼みの綱」⁴⁶⁾となるはずだと述べた。法律によって、文化遺産を破壊や状態の悪化から守るための監視体制が準備されたと評価したのである。そこで彼は、1887年法を掲げて行動を起こす決意を表明した。それは、先述したように「われわれの偉大な祖先がいかに努力し何を創造したかを示す証拠」⁴⁷⁾を後世に伝えるためのものであった。法律を武器に政府や地方自治体に提言し、行政に介入する必要性が再確認されたのである。

指定後、国家によって建造物、美術品の所有権が制限されることを、ここでもやはりSAMFは批判しなかった。保護することが最重要だったからである。国家の支援は状態の悪化や散逸を防ぐ一助になるのだから、貴重な文化遺産であれば不動産であれ動産であれ、指定しない理由はなかったのである。

4.2 不動産の指定

1887年11月22日、ドゥルームは知事に対して書簡を書き、指定手続きにかんする業務をSAMFに委任するよう申し出た。そして、同じ書簡の中で、一個人が所有する不動産の指定は所有者の同意がなければ不可能であるという第3条を適用するよう、トゥールーズが県庁所在地のオート＝ガロンヌ（Haute-Garonne）県の知事に呼びかけた⁴⁸⁾。これを受け、知事は翌年4月6日の返答で、SAMFの依頼を受け入れた上、指定済みの文化遺産の取り扱いを規定した第7条のことを所有者に「緊急に知らせる」ようSAMFに指示した。第3条に依拠して個人所有者が指定に対する異議の申し立てを行った場合、6ヶ月以内に指定は解除される、と⁴⁹⁾。

SAMFの行動は迅速だった。事務局長ジュール・ドゥ・ラオンデス（Jules de Lahondès）は、すでに指定されていたトゥールーズのアセザ館（Hôtel d'Assézat）、ラスボルド館（Hôtel de Lasbordes）、フェルザン館（Hôtel de Felzins）、ピエール館（Maison de Pierre）の所有者に知事からの連絡を4月10日に伝えた。しかし、これらの邸宅のうちフェルザン館から「歴史的記念物委員会に援助を依頼する」ため指定に同意するという旨を伝える返答があっただけだった⁵⁰⁾。第7条によれば異議申立ては「法律の公布後1年以内」であり、彼らが訴えることのできる期間はすでに過ぎていた。知事はこれを知っているうえ、指定解除をさせないために、公布から1年が過ぎた1888年4月になってようやくSAMFに返答したのかもしれない。SAMFもこの間沈黙を保っている。いずれにせよ、所有者らが指定を解除する意思を表明することはなく、彼らと行政の間で問題は生じなかった⁵¹⁾。彼らは所有物の価値を認め、損傷箇所があれば自ら修復費用を出費することを厭わなかった。そのため、フェルザン館の所有者が述べているように、国から援助が出るのであれば指定されたままにしておくのはむしろ好都合だったのである。

知事からの連絡はそれだけではなかった。指定解除の件を伝える10日ほど前、知事は公教育・美術相からの書簡をSAMFに転送していた。大臣は其中で、協会が1887年法を移行に移すための協力を中央政府に申し出たことに同意し、古文書学校教授で、歴史的記念物委員会に属し全国査察官を務めていたロベール・ドゥ・ラストイリ（Robert de Lasteyrie）をトゥールーズに派遣することを伝えた。その目的は、トゥールーズとオート＝ガロンヌ県に存在する指定すべき建造物と美術品の情報を集めることだった。これを受け、SAMFは査察官に情報を提供するための特別委員会を組織した⁵²⁾。実際、SAMFが取るべき具体的な方策は、会議後ドゥルームがSAMFの名でオート＝ガロンヌ県知事宛の書簡の中ですでに述べていたように、指定する価値のある文化遺産を探し選び出す

ことであった⁵³⁾。

予定通りドゥ・ラステイリはトゥールーズを訪れた。会員のエミール・カルタイヤック (Émile Cartailhac) によると、査察官は3人のSAMFの会員とともに、市内の歴史的記念物を見学した⁵⁴⁾。このこと以外に記録が残っていないため、どこを視察したのか定かではない。1888年に公教育・美術相に提出された指定推薦目録⁵⁵⁾の内容から推察するに、少なくとも1760年頃建設されたカルメル会修道女 (Carmélites) の礼拝堂は、調査対象の一つだったと思われる⁵⁶⁾。

この礼拝堂は、SAMFの会員らの間では高い評価を受けていた。1844年にベロム (Belhomme) は「ほとんど知られていないが芸術を愛好する人々から注目され好評を得るに十分値する」⁵⁷⁾としている。ドゥ・ラステイリの訪問後、会員のレオンス・クチュール (Léonce Couture) も「トゥールーズという芸術を愛する都市の歴史的記念物の中でもっとも貴重なもののひとつ」⁵⁸⁾と称賛した。しかし、このような評価をもたらしたのは建築そのものよりも礼拝堂のフレスコ画であり、壁面を覆うようにして飾られた油彩画であった。旧約聖書のエリヤとエリシャの生涯、処女マリアの一生、キリスト降誕、東方三博士の礼拝、聖母被昇天などを主題とするおなじみの宗教画であるが、いずれも、18世紀の「トゥールーズの巨匠」、ジャン＝バティスト・デスパクス (Jean-Baptiste Despax) の作品だった。作品が賞賛されたのは、「色調と配色が調和し一体となった技法」が「他所ではなかなか見ることのできない」ものであり、「われわれの古き都市の宗教、芸術を現在によみがえらせる」ものだったからであった⁵⁹⁾。このように、評価はとりわけ地元「偉大な」画家の絵画に重点が置かれていた。実際、SAMFは絵画全てを動産として指定することを望み、目録にも記載していた。礼拝堂そのものについて推薦書の中で述べられたのも、「最初に建設されたままの姿を残し、洗練された慎ましやかな装飾が施されている」⁶⁰⁾点のみだった。しかし、礼拝堂の所有者である市に対し、SAMFは指定を提案してよいかどうか意見をまったく聞かなかつた。保護することを再優先していた所以である。いずれにせよ、先に指定されたのは礼拝堂ではなくデスパクスの作品群だった。しかも1907年4月4日と、推薦から20年近く経ってのことであった⁶¹⁾。建築の方は、1910年1月24日の指定目録に記載された⁶²⁾。その間、トゥールーズの建造物は一件も指定されなかつた。

知事の命を受けていたため、SAMFの働きかけはトゥールーズだけでなくオート＝ガロンヌ県の他の市町村にも及んだ。1889年、SAMFの会員数名はモンジュアール村 (Montgeard) の教会に芸術的、歴史的価値があると聞き、現地を訪れ調査した⁶³⁾。村で

具体的に何が行われたか不明だが、調査団は教会が指定するにふさわしいと判断したのだろう。2ヶ月後、村議会からそのための手続きを手伝って欲しいと要請を受けた団員らは SAMF の名で、教会、とくに建築の各部分についての報告書を作成した。その書類は、写真付きで、村長によって歴史的記念物委員会に送られた⁶⁴⁾。こうして、翌年の4月25日の本省通達によって正式にモンジュアル教会の指定が決定した⁶⁵⁾。この教会が保護されなければならなかったのは、トゥールーズ司教区に属し、トゥールーズの諸教会同様、「宗教戦争の名で知られる16世紀の動乱による憂き目に遭った」⁶⁶⁾からであった。言わずと知れたカトリックとプロテスタントの争いの真っ只中、後者の勢いを抑えるために創建された建造物だった。要塞を付設していたことからわかるように、実際の戦いの舞台であったのである。パスカル・ジュリアンがこの点を指摘するより前に⁶⁷⁾、SAMF はここに建造物の歴史的価値を見出していた。宗教戦争というフランス各地で行われた歴史的出来事の痕跡を残しているという意味で、歴史的記念物委員会の意見も同様だった⁶⁸⁾。ただ、それに加え、SAMF は芸術的観点からもこの協会を評価していた。外観だけでなくとくに鐘楼が15世紀の中頃に造られたトゥールーズのダルバド (Dalbade) 教会のそれに非常に類似していると考えられたからである⁶⁹⁾。トゥールーズから約35キロ南東に位置するこの小村の教会もまた、トゥールーズの文化的影響とその独自性を示すものだったからこそ、指定に値したのである。

1894年には、会員でロシェ (Rocher) という郷土史家から、リユー (Rieux) 村の教会の鐘楼の修理が必要との報告を受けた⁷⁰⁾。トゥールーズから約50キロ南西に離れたこの村でもモンジュアル同様、トゥールーズの建築様式の影響が教会に色濃く及んでいた。この教会にかんしてはクリスティーヌ・ジムネズの論文があるが、この点には言及されていない⁷¹⁾。しかし、SAMF の会員の一人はその鐘楼と扉口は「14世紀ゴシック建築の数ある類型のうちの一つであり」「傑出した」⁷²⁾建築として高く評価していた。これは19世紀中葉の指摘であるが、その高い評価は世紀の末に引き継がれることになる。1890年に会員のドゥ・リヴィエール (De Rivière) は、リユー教会をトゥールーズの建造物の特徴の一つである煉瓦建築の「典型的」なものと述べ、教会の鐘楼を「トゥールーズ近隣地域の煉瓦造りの鐘楼の中でもっとも洗練され、もっともよい状態で保存されているもののうちの一つ」⁷³⁾と評したのだ。それゆえ、SAMF は歴史的記念物委員会に対して教会の指定を要請する方針を決定した。所有者である村の自治体から指定するかどうかの許可を得たかどうかについては、史料がない。しかし、所有者の同意についてまったく考慮されなかったことを勘案すると、SAMF は村のその有無にかかわらず指定しよう

としたと考えてよいだろう⁷⁴⁾。村から自発的に鐘楼を指定しようとした形跡はない。指定後修復を命じられた時、工事の資金拠出が不可避になるためそれを避けた可能性、そもそも鐘楼の価値に関心を抱かず修復する意図すらなかった可能性があるが、いずれにせよ、歴史的記念物委員会は教会を指定しなかった。リュウ村の教会の場合、地元での評価と国のそれは異なったのである。

まとめると、不動産にかんしてSAMFは、個人が所有するものを除いて、所有者の許可を得ないまま中央政府に指定を推薦しようとした。しかし、1887年法制定後、SAMFの働きかけは、指定手続きに必ずしもつながるものではなかった。

4.3 動産の指定

ドゥ・ラストイリは1890年に査察官の仕事として書かれた著作の中で、地方で保存されている美術品を紹介することの意義を端的に説明している。それはパリにだけではなく、フランス全土に「計り知ることのできない価値を持つ宝物がある」⁷⁵⁾ことを世に知らしめるためであった。そこでは「小さな祖国」の特殊性や誇りについてはまったく触れられていない。地元の人々のみが重要視する価値を有するぐらいでは、国家が保護すべき文化遺産にはならなかったのである。

とは言え、1887年当時すでに多くの不動産が指定されていたのに対して、動産のそれはまったく進んでいなかった。法律制定後、歴史的記念物委員会は指定すべき動産の本格的な調査に乗り出すことになる。

実際、1888年4月上旬のドゥ・ラストイリのトゥールーズ訪問も、そのことを主な目的としていた。彼がSAMFに依頼したのは、「17世紀以前に作られた聖遺物箱、十字架、彫像、聖職者席、ステンドグラス、写本、鐘、文字が刻まれたおもりなど、市内の教会や邸宅に保存されている美術品と、その材質、寸法、関連出版物についての情報」⁷⁶⁾を収集することだった。そこでSAMFの事務局長は、1888年4月18日、オート＝ガロンヌ県の世俗そして宗教施設の責任者に対して、所蔵されている美術品の情報を提供するように依頼した。SAMFはその後指定を推薦する文化遺産の目録を作成し公教育・美術相に送付した。

SAMFは歴史的記念物委員会同様、数多くの美術品に紛失や破損の恐れがあると認識していたため、できるだけ早く県の目録を完成させようとした。にもかかわらず、SAMFの思ったとおりに情報は集まらなかった。ドゥ・ラオンデスは、ある会員に宛てた書簡の中で、会報に目録を載せること、そろそろ会報の出版の準備をしなければならないの

で返答を悠長に待つ必要はないことを書いている⁷⁷⁾。最終的に、ラ・グラス＝デュー (La Grâce-Dieu), サン＝ペ＝ダルデ (Saint-Pé-d'Ardet), ラマスケル (Lamasquère), ロクセリエル (Roquesérière), マルトル＝トロザヌ (Martres-Tolosane), クララク (Clarac) の教会とパンサゲル (Pinsaguel) の城館からしか返答は来なかった⁷⁸⁾。市内の邸宅からの連絡は一切なかった。サン＝ゴードンス (Saint-Gaudens) からも返答があったが、調査をしたのはそこに居住する会員だった⁷⁹⁾。合計何通の書簡が出されたのかは不明だが、オート＝ガロンヌ県に当時存在した 587 の市町村の多くに宗教施設があり城館も少なからず存在していたことを考えると、返答はあまりにも少なかったと考えて間違いはないだろう。

オデュックは、ドゥ・ラステイリが動産目録の作成を依頼したことに対する学術協会の対応は「非常にゆっくりしていた」⁸⁰⁾ と述べている。たしかに SAMF の会員は情報収集を目的としてトゥールーズ市外に出向くことはなく、書簡を書くだけだった。郷土史家の多くは仕事に就いていたため、普段は協会の活動に取り組むことができなかった。また、会員には高齢者も多かったため、現地を訪れて調査するのは簡単なことではなかった⁸¹⁾。しかも、国からは目録作成方法についての指針も出張費も与えられなかった。指摘しなければならないのは、それだけでなく、聖職者や城館、邸宅の所有者が SAMF の希望通りに対応しなかったことである。彼らは美術品が指定されることになれば売却したり他人に移譲したりする自由が制限されることが予想されたため、価値ある動産の申告をためらったのである。オデュックはこの重要な点を見落としている。

結局、SAMF が実施した保護方策は、トゥールーズそしてオート＝ガロンヌ県の教会に保存されている美術品目録の作成のみであった⁸²⁾。美術品のスケッチや写真等の資料も一切付されていなかった。そこに記載されたのは、油絵、タペストリー、鐘のほか、十字架などおもに祭礼に用いる品あわせて 151 点だけで、記載された品のうち 120 点はトゥールーズの教会に保存されているものであった。かなり偏った目録だったと言える。残りの美術品は県内の 13 の宗教施設に所蔵されているものであったが、目録に掲載すべき美術品があるかどうか SAMF に伝えていない教会もその中には含まれていた。つまり、保存するに値する美術品ならば、不動産同様、所有者の同意の有無によらず、SAMF は指定しようとしていたと考えていたのである。

また、法律の規定にしたがえば指定に値するのは「国民の利益」にかなうものであったにもかかわらず、先述したトゥールーズ外の教会からの返答の中に、「国民の利益」の語への言及はまったくなかった。所有者はそれぞれの動産に対する知識が乏しく、動産

が「小さな祖国」の価値を示すかどうか判断できなかった。教会が自己申告した動産とは、単に「考古学的に、歴史的に興味深い」もの、「古い」もの、「素晴らしい」ものなどだった。返答の文面から判断するに、教会が「国民の利益」という語をあえて避けたのではない。SAMFが教会に送付した依頼の書簡には、そもそも「国民の利益」という語が記されていない⁸³⁾。SAMFは単に「教会に古い美術品があるかどうか」⁸⁴⁾、あるいは「考古学的に、歴史的に」価値のある美術品が所蔵されているかどうかしき尋ねなかった。SAMFの戦略は、「国民の利益」を守るためだけでなく、法律と国の役人の命令を後ろ盾にして、古く価値のありそうなすべての動産が譲渡されたり紛失されたりするのを防ぐことだったのである。

一方、1889年1月3日の大統領令の第6条にしたがって、歴史的記念物委員会は、1890年12月30日、各県から送られてきた目録に記載されている美術品が「国民の利益」を有するか審査する特別委員会を組織した⁸⁵⁾。先述したドゥ・ラストイリがその委員長であった⁸⁶⁾。しかし、審査作業は遅々として進まなかった。地方から集められた推薦目録の書き方に統一性はなく、情報には多くの不備があったのである。結局、初めての動産指定は、1897年12月30日になってからのことだった。法律制定からすでに10年以上が経過していた。指定されたのは、トゥールーズのサン＝セルナン (Saint-Sernin) 教会の象牙製小箱一点、上祭服生地一点 (以上、12世紀)、聖遺物箱二点、司教の杖一点、接吻牌一点、司教冠一点、手袋一点、上祭服二点 (以上、13世紀)⁸⁷⁾、そして同市のサン＝テティエンヌ (Saint-Etienne) 大聖堂に保存されていたタベストリー 33点 (16世紀あるいは17世紀の作品)⁸⁸⁾ だった。これらはすべてSAMFの推薦に基づいて選出されたものであったが、指定されたのは目録に載せられた物品の3割弱でしかなかった。

これらの美術品はどのような理由で推薦され指定されたのだろうか。最近の研究書ではまったく言及されていないが、SAMFが出版したサン＝セルナン教会の解説書の中では、教会に保存されている12世紀の上祭服生地はドミニコ会を創設した聖ドミニコ (saint Dominique) に由来するものとされた。それは、肘の部分に「華麗なプリーツ」を有し、金銀の刺繍が施された非常に美しいものであるとされた⁸⁹⁾。また、13世紀の上祭服2点はその聖ドミニコとドミニコ会の聖人、ヴェローナのピエトロ (Pierre de Vérone) (1205頃 - 1252) が身につけたものであった。これらは地元以外の研究者からもすでに注目されていた動産だった⁹⁰⁾。著名な聖人にゆかりがあり芸術的にも価値のある貴重な品は、「国民の利益」となるにふさわしかったと言える。その点は、SAMFと歴史的記念物委員会双方の了解事項だった。

他方、タペストリーの例からは、両者の意見の相違が露わになる。SAMFが参考文献として指定推薦目録の中で取り上げた、カリエル司祭(L'abbé Carrière)の論文によれば、「大体の図柄は質が高く、その大部分は卓越した」ものであった。さらに、「作られた当時の色彩をほぼすべての作品がそのまま残し」、「織地は細かく、素材はタペストリー生産に適し質の良いものだった」⁹¹⁾と高く評価されていた。こういった芸術的価値は歴史的記念物委員会にも「国民の利益」に供すると判断されただろう。しかし、SAMFには別の価値基準があった。全体のうち25点は殉教者ステファノや使徒ペトロなどを主題としたフランス全土で共通して見られるものだったが、残り8点は歴代トゥールーズ司教の生涯を表した、他地方では例のない作品であった。先述した指定歴史的記念物と同様、タペストリーは「国民の利益」を有するだけではなく、「小さな祖国」の歴史について語るからこそ、指定するにふさわしいとSAMFは判断したのである。また、33点のうち半数以上の17点は、「トゥールーズの歴史上燦然と輝く人物」⁹²⁾が所有していた作品だった。その人物とは、高等法院長で司教座聖堂参事会首席のジャン・ダフィ(Jean Daffis)⁹³⁾である。彼が聖堂参事会に16世紀末に託し、以後サン＝テティエンヌ大聖堂に保存されてきたものであった。それゆえ、タペストリーは「彼の鷹揚さを証明する唯一の思い出の品」⁹⁴⁾だった。過去に生きていた同郷の元所有者の人となりなどを想像できる作品であるからこそ保護すべきであった。「われわれの父祖の遺産」⁹⁵⁾が貴重なのは、作品への愛着を通じて「われわれの過去」に敬意を払うことができるからであった。動産そのものが持つ芸術的価値に加えて、それとは無関係な歴史的人物の「思い出」⁹⁶⁾(souvenir)を喚起する美術品であればこそ、保護に値すると考えられたのである。このタペストリーにかんしてもいくつか研究があり主題や来歴について解説されているが、「思い出」という価値基準は現代の研究者が共有するものではなく紹介すらされていない⁹⁷⁾。歴史的記念物委員会も、トゥールーズ市民の「父祖の思い出」は二次的なものだった。しかしSAMFにとっては強調すべきことだったのである。

次に、SAMFによって推薦されたが指定されなかった美術品の例を2点あげよう。まず、ラ・ドラド(la Daurade)教会に保存されていた、ピエール・グドゥラン(Pierre Goudelin)(1580-1649)の胸像である。彼はトゥールーズ出身で、もっとも著名で高い評価を受けたオック語詩人であった。その胸像が作られたのは、アカデミー・ドゥ・ジュール＝フロローによって1808年7月14日に、グラン＝カルム(Grands-Carmes)修道院の回廊から詩人の遺骸がラ・ドラド教会に移送された時だった。この修道院は、アカデミーの創設者で伝説の女流詩人クレマンヌ・イズル(Clémence Isaure)が眠る場所と信じら

れていたからである⁹⁸⁾。SAMFにとって重要だったのは、今日のグドゥラン研究者にもよく知られているこのエピソードであった⁹⁹⁾。SAMFは胸像の芸術的価値のためではなく、それにまつわる逸話を後世の人々に記憶させるために胸像を指定しようとしたのである。

もう一点は、サン＝セルナン教会に保存されていた六体の素焼きの彫像（四体が男性、二体が女性）である。16世紀の作品であるが、今日ではモデルとなった人物は不明とされている。しかし、パスカル・ジュリアンによれば、それは司教座聖堂参事会員の聖レイモン、「トゥールーズの人」(le Toulousain)という異名を持ったポワティエ伯ギヨーム10世(Guillaume X de Poitiers) (1099 - 1137)、その妻のフィリッパ(Phillipa)、トゥールーズ伯レイモン4世(Raymond IV) (1042?-1105)、その息子トリポリ伯ベルトラン(Bertrand de Tripoli) (1065? - 1112)、そして同様に息子のトゥールーズ伯アルフォンス・ドゥ・ジュルダン(Alphonse de Jourdain) (1103 - 1148)という説が19世紀末まで受け入れられていた¹⁰⁰⁾。ほとんどのモデルがトゥールーズの治世者とその家族である。国は指定しようとしなかったがトゥールーズではとくに重要な美術品と考えられたため、彫像は美術館で保存すべきだという声が強まった。所有者のサン＝セルナン教会はなかなか首を縦に振らなかった。しかし、約1年9ヶ月間の長い交渉の末¹⁰¹⁾、市所有の庭園と交換することを条件に、1902年10月5日、ようやく彫像は移送されることになった¹⁰²⁾。国によって指定されない場合、市で独自の保護方策がとられることもあったのである。

19世紀末までに指定された動産は、すべてSAMFが作成した目録から選出された。しかし、法律の制定から10年以上経ったあとですら多くは指定されなかった。郷土史家団体の努力はすぐに実らなかったのである。SAMFの目録に記載されたトゥールーズの動産のうち、最終的に指定されなかったものは14点のみだった¹⁰³⁾。9割弱の指定率ではあったが、1888年以降SAMFによって追加目録が作成されることはなかった。政府に対して協力する意義を見いだせなくなったためであろう。それは、次のエピソードにも表れている。1900年に、隣県アリエージュ(Ariège)県のロルダ(Lordat)村のドゥ・ロルダ(De Lordat)は、壁を壊され石材が盗難された自身の城館を指定して保護するため、SAMFに連絡した。協会は県知事に書簡で状況を知らせたものの、会議の中で述べられたのは、政府に対して「報告書を作成すれば済む話であり、国よりも所有者が自身で保護するほうがうまくいく」¹⁰⁴⁾ということだった。指定のため積極的に所有者と国の仲介役を引き受けることを、この時期には断るようになっているのである。

おわりに

1887年法可決の際、郷土史家団体は、建造物、美術品を指定するため政府に協力するよう求められた。法律は、国家の権限を強化するだけでなく、国と地方の連携を推進するものでもあったのだ。そこでトゥールーズの郷土史家は、中央集権体制を支える役割を積極的に担おうとした。また、冒頭で挙げたルニオーの指摘に反して、政府はSAMFの意見を積極的に聞こうとした。

他方、SAMFの考えに建造物、美術品の所有者すべてが賛同したわけではなかった。不動産を所有する市町村の中には、積極的に指定しようとしなかったところもあった。また、個人の所有者の場合は、所有する動産を売却できなくなったりするなど扱いに不自由をきたすため、指定という中央政府の介入に対して概して非協力的だった。自分たちの動産に対して十分な知識がなく保護することにあまり関心を示さなかった者もいた。以上のような理由で、指定のための情報収集は不十分に終わったのである。

指定に際して、SAMFは国の制度を利用し、過去の栄光が今でも息づく町としてトゥールーズを再び価値づけようとした。SAMFは、「国民の利益」あるいは「文明」に相応する芸術的、歴史的価値を尊重しつつ、トゥールーズの歴史、芸術の特殊性をも強調した。文化遺産保護の際になされる評価のこういった二重性は先行研究が触れてこなかった点である。文化遺産の指定は、結果として「小さな祖国」を称揚する制度としても機能し得たと言える。ただ、推薦された建造物や美術品の中には、ほとんど「小さな祖国」の歴史、芸術しか想起されないものも含まれていた。それはやはり指定の対象とならず、SAMFと中央政府の間でも意見は対立したのである。

このような地方の対応は、中央政府の期待していた通りではなかった。SAMFの方も、政府の仕事が遅滞することに苛立ちを感じ、次第に国家の指定事業にあまり期待をかけなくなったのである。

以上で明らかになったように、1887年法制定後の政府の文化遺産保護行政は、トゥールーズの場合、「小さな祖国」の歴史、芸術の再評価を促すものであった。それは、「小さな祖国」の価値基準を「大きな祖国」のそれと同等に位置づけようとするSAMFの試みを伴って進展したのである。その試みは、不動産、動産の所有者との意向の齟齬や、「国民の利益」を保護の前提とする政府との意見の不一致によって必ずしも成功しなかった。しかし、指定された建造物、美術品がSAMFの推薦したものだったことを考慮すると、それらは単に国民芸術として保護されたわけではなかった。郷土史家は指定を通じて、

「小さな祖国」に特有の文化遺産の保護に貢献したのである。

注

- 1) Mélonio, Françoise (1998) *Naissance et affirmation d'une culture nationale. La France de 1815 à 1880*, Seuil. Poulot, Dominique (1997) *Musée, nation, patrimoine. 1789-1815*, Gallimard. Id. (2001) *Patrimoine et musée. L'institution de la culture*, Hachette.
- 2) Chanet, Jean-François (1996) *L'école républicaine et les petites patries*, Aubier.
- 3) 伝統行事, しきたりといったいわゆる「無形文化遺産」は, 19世紀後半において中央政府, 地方自治体, 郷土史家団体の保護事業の対象外であった。
- 4) Chaline, Jean-Pierre (1998) *Sociabilité et érudition. Les sociétés savantes en France*, Édition du CTHS, pp.47-48. そのうちパリの協会は, 1799年は不明だが, 1810年に17, 1846年に50程度存在し, 19世紀初頭から一都市としては首都がもっとも多く数を有していた。
- 5) *Ibid.*, pp.48-49. 1862年の政府の調査によれば, 協会数は190である。私的な調査との間に大きな差があるが, 政府によって公認されていない協会は数に入れられていないためである。
- 6) *Ibid.*, pp.28-29. 1903年には1255団体が存在していたという私的な調査もある。
- 7) Bercé, Françoise (2000) *Des Monuments historiques au Patrimoine du XVIII^e siècle à nos jours ou "les égarements du cœur et de l'esprit"*, Flammarion, p.22.
- 8) *Id.* (1976) "Les sociétés savantes et la protection du patrimoine monumental," *Colloque interdisciplinaire sur les Sociétés savantes. Actes du 100^e Congrès national des sociétés savantes, Paris, 1975*, Bibliothèque nationale de France, pp.155-167.
- 9) Chaline, Jean-Pierre (1998), p.313.
- 10) Giraud-Labelle, Claire (1996) *Les Angevins et leurs monuments 1800-1840*, Société des Études Angevines. *Id.* (2003) "La naissance d'une politique du patrimoine dans le département du Maine-et-Loire (1800-1850)," Poirrier, Philippe et Vaderloge, Loïc, éd., *Pour une histoire des politiques du patrimoine*, Comité d'histoire du ministre de la culture, pp.87-122.
- 11) Durand, Isabelle (2000) *La conservation des monuments antiques. Arles, Nîmes, Orange et Vienne au XIX^e siècle*, Presses universitaires de Rennes.
- 12) Leniaud, Jean-Michel (2002) *Les archipels du passé. Le patrimoine et son histoire*, Fayard, p.160.
- 13) Auduc, Arlette (2008) *Quand les monuments construisaient la nation. Le service des monuments historiques de 1830 à 1940*, Comité d'histoire du ministère de la Culture.
- 14) Peyrusse, Louis (1980) *Toulouse et l'art médiéval 1830-1870*, Université de Toulouse le Mirail.
- 15) Musée Paul-Dupuy (2001) *Les collectionneurs toulousains du XVIII^e siècle. L'Académie*

- royale de peinture, sculpture et architecture*, Musée Paul-Dupuy.
- 16) “Séance du 10 février 1885” (1884-1885) *Bulletin de la Société archéologique du Midi de la France*, p.20.
 - 17) Lepetit, Bernard (1988) *Les villes dans la France moderne (1740-1840)*, Albin Michel, p.450.
 - 18) Wolff, Philippe (1974) *Histoire de Toulouse*, Privat, p.445.
 - 19) Gégot, Jean-Claude (1989) *La population française aux XIX^e et XX^e siècles*, Éditions Ophrys, p.30.
 - 20) “Séance extraordinaire du 8 novembre 1887” (1887-1888) *Bulletin de la Société archéologique du Midi de la France*, p.10.
 - 21) Archives du Patrimoine (以下, AP と略す), 0080/001/056, “Rapport présenté au Roi le 21 octobre 1830”.
 - 22) *Ibid.* ここで言われている「人物」とは、とくに、全国査察官が「内務相の同意の上任命する」「通信員」(correspondant)である。
 - 23) ギゾーは公教育省内に「フランス全国史と関わりがあると考えられる文学、哲学、科学、芸術にかんする未公刊の作品のための委員会」を 1835 年 1 月 10 日設置し、さまざまな古文書にかんする情報を収集しようとしていた。Léon, Paul (1951) *La vie des monuments français. Destruction, restauration*, Édition A. et J. Picard et C^{ie}, p.119.
 - 24) Poulot, Dominique (2001), p.117.
 - 25) AP, 0080/001/017, “Circulaire ministérielle aux préfets du 10 août 1837”.
 - 26) Archives nationales(以下, AN と略す), F¹⁹ 4537, “Circulaire ministérielle du 30 décembre 1837”.
 - 27) *Ibid.*
 - 28) AP, 0080/001/017, “Circulaire ministérielle du 19 février 1841”.
 - 29) *Id.*, “Circulaire ministérielle du 1^{er} octobre 1841”.
 - 30) *Id.*, “Circulaire ministérielle du 22 avril 1852”.
 - 31) AN, F¹⁹ 4537, “Circulaire ministérielle du 30 décembre 1837”.
 - 32) AP, 0080/001/017, “Circulaire ministérielle du 19 février 1841”.
 - 33) *Id.*, “Circulaire ministérielle du 21 août 1873”.
 - 34) *Id.*, “Circulaire ministérielle du 8 octobre 1874”.
 - 35) Ducrocq, Th. (1889) *La loi du 30 mars 1887 et les décrets du 3 janvier 1889 sur la conservation des monuments et objets mobiliers présentant un intérêt national au point de vue de l'histoire ou de l'art*, Alphonse Picard, pp.51-55.
 - 36) Rousse, Edmond (1884) “Avant-projet de loi pour la conservation des monuments historiques et des objets d'art,” *Discours, plaidoyers et œuvres diverses de M. Edmond Rousse : recueillis et publiés par Fernand Worms*, L. Larose et Forcel, tome 1, p.289.
 - 37) “Annexe numéro 305. Chambre des députés. Projet de loi pour la conservation des

- monuments et objets d'art ayant un intérêt historique et artistique, présenté au nom de M. Jules Grévy, Président de la République française, par M. Antonin Proust, ministre des arts" (19 janvier 1882)" (1882) *Journal officiel de la République française. Documents parlementaires. Chambres des députés*, p.169.
- 38) "Séance du 10 avril 1886" (1886) *Journal officiel de la République française, Débats parlementaires, Sénat*, p.602.
- 39) Ducrocq, Th. (1889), p.63.
- 40) 個人所有の不動産の指定に関しては、同意がない場合国家は収用することもできた（第5条）。しかし、この規定の適用は極めて慎重になされた。私的所有権を侵害し、多額の費用を要したためであった。それゆえ、収用は現実的な方策ではなく、実際、1893年にルーアンのサン＝ロラン教会（Saint-Laurent）において、市と県の援助によって1度しか実行されなかった。Auduc, Arlette (2008), p.259.
- 41) "Annexe numéro 83. Sénat. Rapport fait au nom de la commission chargée d'examiner le projet de loi, adopté par la Chambre des députés, pour la conservation des monuments et objets d'art ayant un intérêt historique et artistique, par M. Bardoux, sénateur (15 mars 1886)" (1886) *Journal officiel de la République française. Documents parlementaires. Sénat*, p.140.
- 42) "Annexe numéro 1501. Chambre des députés. Rapport fait au nom de la commission chargée d'examiner le projet de loi, adopté par le Sénat, pour la conservation des monuments et objets d'art ayant un intérêt historique et artistique, par M. Antonin Proust, député (31 janvier 1887)" (1887) *Journal officiel de la République française. Documents parlementaires. Chambres des députés*, p.361.
- 43) バルドゥーは、この会議が1885年7月9日に行われたと書いているが、誤りである。"Annexe numéro 83. Sénat. Rapport..." (1886), p.138. "Séance du 9 juillet" (1884) *Bulletin de la Société nationale des antiquaires de France*, p.247.
- 44) "Adhésions au vœu concernant la protection des monuments historiques" (1884) *Bulletin de la Société nationale des antiquaires de France*, pp.315-318. フランス古物研究家協会にはSAMFの会員も6名加盟していた。"Liste des associés correspondants nationaux et étrangers" (1884) *Bulletin de la Société nationale des antiquaires de France*, p.18.
- 45) 1887年は5月からトゥールーズで万国博覧会が開催され、多くの会員が運営に関わっていた。さらにSAMFは、博覧会内に設けられた「トゥールーズ美術回顧展」を企画し、準備することにも時間を割かなければならなかった。終了後はすぐに休暇が始まり、定例の会議は3ヶ月近く行われなかった。法律に対する反応が遅れたのは、以上のような理由からである。
- 46) "Séance extraordinaire du 8 novembre 1887" (1887-1888) *Bulletin de la Société archéologique du Midi de la France*, p.10.
- 47) *Ibid.*

- 48) Archives de la Société archéologique du Midi de la France (以下, ASAMF と略す), Correspondances 1881-1890. Copie de lettres. 1887 à 1896.
- 49) *Ibid.*
- 50) “Séance du 24 avril 1888” (1887-1888) *Bulletin de la Société archéologique du Midi de la France*, p.65.
- 51) ASAMF, Correspondances 1881-1890. Copie de lettres. 1887 à 1896.
- 52) “Séance du 27 mars 1888” (1887-1888) *Bulletin de la Société archéologique du Midi de la France*, pp.58-59.
- 53) ASAMF, Correspondances 1881-1890. Copie de lettres. 1887 à 1896.
- 54) “Séance du 17 avril 1888” (1887-1888) *Bulletin de la Société archéologique du Midi de la France*, pp.64-65.
- 55) “Séance du 8 mai 1888 : Œuvres d’art anciennes conservées dans les églises de Toulouse et dans quelques églises du département de la Haute-Garonne” (1887-1888) *Bulletin de la Société archéologique du Midi de la France*, pp.70-79.
- 56) 指定推薦目録には、建造物のうちカルメル会修道女の礼拝堂のみ記された。
- 57) Pagny, L’abbé (1897) *La chapelle du grand séminaire de Toulouse. Notice historique et descriptive*, Privat, p.XIV.
- 58) *Ibid.*, p.VIII.
- 59) *Ibid.*, pp.XIV-XV.
- 60) “Séance du 8 mai 1888 : Œuvres d’art anciennes conservées dans les églises de Toulouse et dans quelques églises du département de la Haute-Garonne ” (1887-1888), p.77.
- 61) AP, 0080/007/008, “Liste de classement”.
- 62) *Id.*, 0080/012/020, “Liste des édifices classés parmi les monuments historiques à la date du 24 janvier 1910”.
- 63) “Séance du 9 avril 1889” (1888-1889) *Bulletin de la Société archéologique du Midi de la France*, p.58.
- 64) “Séance du 25 juin 1889” (1888-1889) *Bulletin de la Société archéologique du Midi de la France*, pp.82-83.
- 65) “Séance du 8 juillet 1890” (1889-1890) *Bulletin de la Société archéologique du Midi de la France*, p.84.
- 66) Champreux-d’Altenbourg (1895) *Montgeard et son église*, Imprimerie Douladoure-Privat, pp.8-9.
- 67) Julien, Pascal (2002) “L’église de Montgeard,” Société française d’archéologie, *Congrès archéologique de France. 154^e session. 1996. Toulousain et Comminges*, Société française d’archéologie, pp.49-57.
- 68) AP, 0081/015/013, Procès-verbaux de la Commission des monuments historiques, séance du 18 décembre 1889, p.173.

- 69) Carrière, L'abbé, Martin-Barthélemy (1874-1879) "Monographie de l'église de Montgeard," *Mémoire de la Société archéologique du Midi de la France*, tome 11, p.228.
- 70) "Séance du 15 mai 1894" (1893-1894) *Bulletin de la Société archéologique du Midi de la France*, p.105.
- 71) Jimenez, Christine (2002) "La cathédrale de Rieux-Volvestre," Société française d'archéologie, *Congrès archéologique de France. 154e session. 1996. Toulousain et Comminges*, Société française d'archéologie, pp.67-80.
- 72) Gleizes, Le colonel (1853-1860) "Notice sur la ville de Rieux (Haute-Garonne) et sur ses archives," *Mémoire de la Société archéologique du Midi de la France*, tome 7, p.354.
- 73) "Séance du 27 mai 1890" (1889-1890) *Bulletin de la Société archéologique du Midi de la France*, p.67.
- 74) "Séance du 15 mai 1894" (1893-1894) *Bulletin de la Société archéologique du Midi de la France*, pp.105-106.
- 75) De Lasteyrie, Robert (1890) *Album archéologique des musées de province*, Ernest Leroux, p.XVIII.
- 76) "Séance du 17 avril 1888" (1887-1888), p.65.
- 77) ASAMF, Correspondances 1881-1890.
- 78) *Ibid.*
- 79) *Ibid.*
- 80) Auduc, Arlette (2008), p.213.
- 81) オート = ガロンヌ県の東隣のオード (Aude) 県, コーヌ (Caunes) 村の教会が芸術的価値の高い聖遺物箱を売却したことを耳にしても, SAMF は県の動産の調査を進めようとしなかった。エミール・カルタイヤックは「もし指定されていれば, 売却されてしまうようなことはなかっただろう」と, 動産指定の重要性を指摘するにとどまっている。"Séance du 24 avril 1888" (1887-1888) *Bulletin de la Société archéologique du Midi de la France*, p.65.
- 82) "Séance du 8 mai 1888 : Œuvres d'art anciennes conservées dans les églises de Toulouse et dans quelques églises du département de la Haute-Garonne" (1887-1888), pp.70-79.
- 83) 例えば, マルトル = トロザヌ教会からの書簡 (1888年6月1日付) には, 動産の名称とその簡単な説明以外に「教会に存在する古物と美術品のことで書簡を送っていただきましたので, その返答をさせていただきます」としか書かれていない。ASAMF, Correspondances 1881-1890.
- 84) *Ibid.*
- 85) Ducrocq, Th. (1889), p.64. AP, 0080/015/013, Procès-verbal de la séance de la Commission des Monuments historiques, séance du 5 décembre 1890, p.248.
- 86) Auduc, Arlette (2008), p.213.
- 87) AP, 0080/007/008, "Liste de classement".

- 88) *Id.*, 0080/007/001, “Arrêté ministériel du 30 décembre 1897”. “Séance du 8 mai 1888 : Œuvres d’art anciennes conservées dans les églises de Toulouse et dans quelques églises du département de la Haute-Garonne” (1887-1888), pp. 70-79.
- 89) Société archéologique du Midi de la France (1854) *Monographie de l’insigne basilique de Saint-Saturnin*, Victor Didron, Léopold Cruzon, p.280. この書は指定推薦目録の中で参考文献として紹介されていた。
- 90) Martin, Arthur (1851) “Étoffe de la chasuble de S. Dominique à Toulouse,” *Mélange d’archéologie, d’histoire et de littérature*, tome 2, pp.260-262. Viollet-le-Duc, Eugène (1872) *Dictionnaire raisonné du mobilier français de l’époque carolingienne à la Renaissance*, tome 3, Librairie Gründ et Maguet, p.147.
- 91) Carrière, L’abbé, Martin-Barthélemy (1866-1871) “Tapisseries de Saint-Etienne,” *Mémoire de la Société archéologique du Midi de la France*, tome 9, p.410. この論文もまた指定推薦目録に参考文献として記載されていた。
- 92) *Ibid.*
- 93) De Lafaille, G. (1701) *Annales de la ville de Toulouse depuis la réunion de la comté de Toulouse à la Couronne avec un abrégé de l’ancienne histoire de cette ville, et un recueil de divers titres et actes pour servir de preuves ou d’éclaircissement à ces Annales*, 2^e partie, L’Imprimerie de G. L. Colomyés, p.370.
- 94) Carrière, L’abbé, Martin-Barthélemy (1866-1871), p.410.
- 95) *Ibid.*
- 96) *Ibid.*
- 97) La comtesse Charles-Emmanuel d’Adhémar de Cransac née Alix scholastique Mesuret (1972), L’atelier de Tapisserie de la prévôté de Toulouse (1609-1614) *Gazette des Beaux-Arts*, vol.115, pp.13-28. Bertrand, Pascal-François (1998) “La tenture de l’histoire de Saint-Etienne de la cathédrale de Toulouse et la peinture dans la capitale du Languedoc vers 1530-1540,” *Gazette des Beaux-Arts*, vol.141, pp.139-160.
- 98) Noulet, Jean-Baptiste (1887) *Œuvres de Pierre Goudelin, collationnées sur les éditions originales, accompagnées d’une étude biographique et bibliographique, de notes et d’un glossaire*, Privat. “Translation des cendres du poète Godolin, du cloître des Grands-Carmes où il fut entrée le 15 septembre 1649, dans l’église de la Daurade, où repose Clémence Isaure” (1809) *Recueil de l’Académie des Jeux-Floraux*, pp.1-4.
- 99) Escudé, Pierre (2009) *Père Godolin. Œuvres complètes. Édition commentée et traduction intégrale*, Privat, p.10.
- 100) Julien, Pascal (2004) *D’ors et de prières. Art et dévotions à Saint-Sernin de Toulouse. XVI^e - XVIII^e siècle*, Publications de l’Université de Provence, p.84.
- 101) Rachou, Henri (1905) *Le Musée de Toulouse. Peinture-Sculpture. Sculpture. I. Les statues de la chapelle de Rieux et de la Basilique de Saint-Sernin*, Privat, p.24.

- 102) Julien, Pascal (2004), p.83.
- 103) AP, 0080/007/009, "Objets mobiliers : liste".
- 104) "Séance du 15 mai 1900" (1899-1901) *Bulletin de la Société archéologique du Midi de la France*, p.165.